

# 令和8年度千葉市地域密着型サービス事業者の随時指定について

## 1 概要等

### (1) 趣旨

千葉市高齢者保健福祉推進計画（令和6年度～令和8年度）等に基づき、本市の介護保険事業の基盤を整備する必要があることから、地域密着型サービスの整備を行う事業者を随時指定しています。

### (2) 随時指定を行うサービスの種類

- ア 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- イ 夜間対応型訪問介護
- ウ 認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護
- エ 小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- オ 地域密着型通所介護
- カ 看護小規模多機能型居宅介護

### (3) 事業用地

- ア 自己所有地・借地を問いません。
- イ（介護予防）小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の事業予定地は、利用者の家族や地域との交流の機会が確保される地域にあることを原則とします。
- ウ 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法により定められる接道条件、農地、林地等の規制について、各開発関係部局と必ず確認・相談を行ってください。
- エ 施設整備に対しての千葉市からの補助金等はありません。  
補助金を活用する施設整備については、公募により募集を行います。

### (4) 要件

- ア 事業を実施する法人（当該法人の役員等のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいない場合に限る。）であること。
- イ「千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉市条例第65号）など介護保険関係等の基準を満たしていること。
- ウ 介護保険法第78条の2第4項及び第6項並びに第115条の12第2項及び第4項に規定する欠格事項に該当しないこと。
- エ 建設計画については、近隣住民への説明会等を必ず行い、事前に十分な理解を得ていること。
- オ 利用者は、原則として千葉市介護保険被保険者に限定すること。
- カ 上記（2）ウからカについては、検査済証の交付を受けた建物等であること。

## 2 指定申請

### (1) 事前相談

指定申請書を提出する前に、必ず事前相談をお願いします。  
必ず事前に電話で相談日時を予約してください。

### (2) 指定申請

#### ア 指定申請書受付

前月10日以前に指定申請を受理した場合、翌月1日に指定を行います。

ただし、指定申請内容審査の結果、指定基準等を満たしていない場合は、指定しません。

※10日が土・日・祝日の場合は、直前の営業日とします。

## イ 提出書類

- a 指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書
- b 付表
- c 添付書類等

## ウ 提出場所

千葉市役所新庁舎高層棟9階 介護保険事業課

## エ 提出方法

事前に電話で日時を予約した上で、介護保険事業課の窓口に直接提出してください。

提出書類は、フラットファイル等を用いて、A4判左穴あけ綴りとし、各書類の間に仕切り紙をはさみ、文字表記のインデックスを付けてください。様式は、必要に応じて拡大、縮小等の加工は可としますが、左上の「様式○」等は、必ず記載してください。

## (3) 注意事項

- ア 必要に応じ、追加資料を求める場合があります。
- イ 指定申請書の提出に係る費用は、すべて事業者負担となります。
- ウ 提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- エ 提出書類に不備・不足があった場合は指定ができませんので、全ての添付書類について内容等を確認していただいたうえで指定申請手続きをしてください。
- オ 提出にあたり、書類の修正や差し替えをお願いする場合がありますので、日程に余裕をもって提出してください。
- カ 以下に例示するもののほか、関係省令、解釈通知等の内容を十分に理解、確認のうえ、指定申請を行ってください。

- ・千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第65号）
- ・千葉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年千葉市条例第60号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）
- ・指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第128号）
- ・厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成24年厚生労働省告示第94号）
- ・厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚生労働省告示第96号）
- ・指定地域密着型サービスに要する費用の額に算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日付厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
- ・指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号）

## ※ 参考資料

### (1) 地域密着型サービス事業の募集における平面図等の記載内容((看)小規模多機能型居宅介護のみ)

#### ア 位置図（都市図）

方位、道路（進入路）、目標となる地物

#### イ 配置図

縮尺、方位、敷地境界線、道路境界線、道路名称、道路幅員、敷地内及び境界線内外の高低差、敷地内の建築物の位置、建築物と境界線までの距離、擁壁の位置、外構計画（駐車場、避難経路を含む）、設備機器（受水槽、浄化槽）の配置、汚水・排水の最終枘の位置

#### ウ 各階平面図

縮尺、方位、間取、各諸室の名称及び設備（消防設備を含む）、開口部の区別、併設区分図、各階の床面積、各諸室の面積（有効面積）「一覧表でも可」、家具の配置、廊下幅の寸法（有効）、バルコニー幅の寸法（有効）、手すりの設置表示

#### エ 立面図

縮尺、開口部の位置、屋外階段の位置、建築物の高さ、建築基準法に基づく斜線

## (2) (看護) 小規模多機能型居宅介護事業所における設計上配慮事項

(看護) 小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所等の設備基準については、「千葉県指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成24年千葉県条例第65号)等で示されているところですが、設計を行う際は、以下の項目についてご配慮くださいますようお願いいたします。

### A 建築内部

#### 1 玄関について

	項目	備考欄
①	出入口での段差がないこと。	
②	出入口の幅は有効で90cm以上確保し、扉の形状は引戸であること。	
③	適切な位置に手摺りを設けること。	
④	入居者の安全性・防犯性に配慮してあること。	出入口に事務所等を配置することで、管理ができること。

#### 2 廊下等について

	項目	備考欄
①	両側に連続した手摺りを設けること。	階段も同様の配慮をすること。
②	共用トイレ・洗面所の前面に常夜灯を設置すること。	
③	廊下幅は有効で1.5m以上確保すること。	中廊下の幅は有効で1.8m以上確保すること。

#### 3 トイレについて

	項目	備考欄
①	ナースコールを設けること。	
②	照明はセンサー方式の点灯とすること。	
③	共用トイレの個数は、入所者(宿泊者)の1/3個以上とする	
④	共用トイレの1以上は車イスで利用しやすい十分な空間を確保すること。	概ね2.9㎡以上が好ましい

#### 4 洗面所について

	項目	備考欄
①	洗面所のうち、1カ所は手すりを設けること。	
②	水栓金具はセンサー方式とすること。	
③	車椅子で使用可能のものとすること。	

## 5 宿泊室について

	項目	備考欄
①	出入口は引戸とすること。	出入口の幅は有効で90cm以上とすること。
②	ナースコールを設けること。	
③	宿泊室の配置は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に十分考慮すること。	北側宿泊室はあまり望ましくない。
④	面積については有効 9.9 m <sup>2</sup> 以上であること。	千葉県条例では 7.43 m <sup>2</sup> 以上と規定。プライバシーの確保に配慮すること。
⑤	すべて個室とすること。	
⑥	すべての居室に収納スペース（固定式の収納設備）を設けること。	

## 6 居間・食堂について

	項目	備考欄
①	廊下を共有している場合は、廊下の幅員を確保して家具を配置すること。	
②	適切な位置に手摺りを設けること。	
③	キッチン是对面式であること。	
④	加熱調理機器はIH調理器であること。	

## 7 浴室・脱衣室

	項目	備考欄
①	適切な位置に手摺りを設けること。	
②	ナースコールを設けること。	
③	脱衣室の広さが十分であること。	椅子などの設置が望ましい。
④	浴室は、二方向介助が可能な広さを確保してあること。	有効3.8m <sup>2</sup> 以上の広さが望ましい。

## 8 その他

	項目	備考欄
①	汚物処理室を設けること。	
②	職員休憩室を設けること。	
③	2階建以上の場合は、内階段を設けること。また、廻り階段にはしないこと。	
④	2階建以上の場合は、エレベーターを設けること。	形状は問わない。
⑤	腰部分がガラスの場合は、網入りガラス・強化ガラスで安全対策を講じること。	
⑥	間仕切りなどにカーテンは使用しないこと。(居室、トイレ、脱衣所等)	

⑦	地域交流スペースを設けること。	
---	-----------------	--

## B 外部

### 1 避難経路

	項目	備考欄
①	有効幅が1.5m以上であること。	
②	勾配がある場合は1/12以下とすること。	
③	非常口の鍵は、非常発生時に速やかに解錠できること。	
④	災害等の緊急時のため、2方向に避難路を確保してあること。	
⑤	2階以上の場合、2以上の直通階段を設けること。	

### 2 駐車場

	項目	備考欄
①	従業員及び入居者家族が利用するためのものが十分に確保されていること。	

## C その他

	項目	備考欄
①	(看護)小規模多機能型居宅介護事業所の連絡会に積極的に参加すること。	
②	非常用自家発電設備(設置型)又はポータブル発電機を整備すること。	
③	1戸建ての場合、その建物に全ての設備等を備えていること。	別棟は原則同一建物とはみなしませんが、屋根があり外から遮断している廊下等で実質的に建物が連結されている場合や、建物は分かれているがドアで接続されている実態を判断して、同一建物と見なす場合があります。(物理的に離れている場合は同一建物と見なしません。)
④	感染症対策のため、十分な換気が可能であること。	